

○伊東市飼い主のいない猫の去勢・不妊等手術補助金交付要綱

令和2年3月31日

伊東市告示第55号

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の繁殖を防止することにより、飼い主のいない猫の個体数及び飼い主のいない猫による迷惑を抑制し、もって市民の生活環境の保全を図るため、飼い主のいない猫に去勢手術、不妊手術又は耳カット(以下「手術」という。)を受けさせる者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、伊東市補助金等交付規則(昭和39年伊東市規則第11号)及びこの要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 市内で保護した所有者のいない猫をいう。
- (2) 去勢手術 獣医師による精巣を摘出する処置をいう。
- (3) 不妊手術 獣医師による卵巣又は卵巣及び子宮の両方を摘出する処置をいう。
- (4) 耳カット 獣医師による片方の耳の先端を切り取る処置であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 再処置を防止するために去勢手術又は不妊手術と併せて行うもの
 - イ 獣医師の判断により去勢手術又は不妊手術が既に実施されていることが判明した場合に行うもの

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市税を滞納していない者(法人又は団体にあつては、その代表者個人のものを含む。)であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、営利を目的として手術を受けさせる者を除く。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録され、かつ、現に市内に居住している者
- (2) 本市に主たる事務所を有する法人又は団体
- (3) 前2号に掲げるものに準じるものとして市長が認めるもの

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、飼い主のいない猫1匹当たりの手術に要する費用の2分の1以内とし、次の各号に掲げる手術の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度とする。ただし、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (1) 去勢手術 1匹当たり6,000円
- (2) 不妊手術 1匹当たり10,000円
- (3) 第2条第4号イに掲げる耳カット 次に掲げる額
 - ア 雄の場合 1匹当たり6,000円

イ 雌の場合 1 匹当たり 10,000 円

2 補助の対象となる飼い主のいない猫の数は、1 年度当たり 1 申請者につき 10 匹を限度とする。

(交付の申請及び実績報告)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、飼い主のいない猫に対する手術の実施後に、手術を終えた日から 30 日以内又は手術を終えた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、飼い主のいない猫の去勢・不妊等手術補助金交付申請書兼実績報告書(第 1 号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 手術後の写真(猫の全身及び耳カットが確認できるもの)
- (2) 飼い主のいない猫の去勢・不妊等手術処置証明書(第 2 号様式)
- (3) 領収書その他の手術に要した費用の支払を証する書類の写し

(令 5 告示 19・全改)

(交付の決定及び額の確定)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請及び実績報告があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、及び交付額を確定し、飼い主のいない猫の去勢・不妊等手術補助金交付決定兼確定通知書(第 3 号様式)により通知するものとする。

(令 5 告示 19・一部改正)

(補助金の返還)

第 7 条 市長は、補助金の交付決定及び交付額の確定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全額を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定及び交付額の確定を受けたとき。

(令 5 告示 19・全改)

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(令 5 告示 19・旧第 11 条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に行つた手術から適用する。

(伊東市ねこの去勢・不妊手術補助金交付要綱の廃止)

2 伊東市ねこの去勢・不妊手術補助金交付要綱(平成 16 年伊東市告示第 135 号。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(適用区分)

3 この要綱の施行の際現に旧要綱第 3 条第 3 項の規定により認定書を交付された者による申請であつて、この要綱の施行前に行つた手術に係るものについては、旧要綱の規定

は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

- 4 この要綱の施行の際現に旧要綱第 3 条第 3 項の規定により認定書を交付された者による申請であって、この要綱の施行日以後に行った手術に係るものについては、この要綱の規定に基づく申請とみなす。この場合において、第 5 条中「手術の実施前に、あらかじめ」とあるのは、「手術後速やかに」とし、第 8 条及び第 9 条の規定は、適用しない。

附 則(令和 5 年 2 月 20 日伊東市告示第 19 号)

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。